

秋田県公報

目 次

規 則

- 秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(二四・科学技術課)……………1
- 秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則(二五・科学技術課)……………1
- 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則(二六・健康推進課)……………1
- 秋田県議会事務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令(一・議会事務局総務課)……………1

規 則

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十四号

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県工業技術センター条例施行規則(昭和五十七年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表デジタル制御万能材料試験機の項の次に次のように加える。

超高精度三次元測定器

二、八〇〇円

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十五号

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県高度技術研究所条例施行規則(平成四年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表高精度ディスクテストの項の次に次のように加える。

磁気抵抗測定装置

三、六〇〇円

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十六号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第九号(一)中「(第二十七条において準用する場合を含む。)」を「又は第二十八条第三項ただし書に、「一般販売業の業務」を「店舗販売業の店舗」に、「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第十六条第二項」を「第二十三条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

議 会 訓 令

秋田県議会訓令第1号

秋田県議会事務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

秋田県議会議長 大野 忠右工門

秋田県議会議事務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令
秋田県議会議事務局行政文書管理規程(平成十二年秋田県議会議令第二号)の一部を次のように改正する。

目次中「廃棄」の下に「等」を加え、「第五十一条」を「第五十三条」に、「第五十二条・第五十三条」を「第五十四条・第五十五条」に改める。

第九章の章名中「廃棄」の下に「等」を加える。

第五十三条中「規程」を「訓令」に改め、同条を第十章中第五十五条とし、第五十二条を第五十四条とし、第九章中第五十一条を第五十三条とし、第五十条第二項及び第三項を次のように改める。

2 総務課長は、第五十条第一項の規定により引継ぎを受けた保存簿のうち、前条第一項の規定により移管した保存簿以外の保存簿については、速やかに廃棄するものとする。

3 総務課長は、保存簿を移管し、又は廃棄したときは、文書管理システムにその旨の入力をするものとする。

第五十条を第五十二条とし、同条の前に次の二条を加える。

(簿冊の引継ぎ)

第五十条 課長は、保存期間(保存期間が永年の保存簿冊にあつては、十年間。次項において同じ。)が経過した保存簿冊を総務課長に引き継ぐものとする。

2 課長は、前項の規定にかかわらず、保存期間を経過してもなお保存の必要があると認める保存簿冊については、引き続き書庫に保存することができる。

(簿冊の移管)

第五十一条 総務課長は、前条第一項の規定により引継ぎを受けた保存簿冊について、公文書館長に移管することができる。

2 総務課長は、保存簿冊の移管に関し必要な事項を公文書館長と協議して、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄